

委員から示された意見・質問等への回答

今回の計画変更全般

1 「はじめに」の部分で、「平成31年1月に明らかとなった不適切事案」によって、「公的統計の信頼回復」が求められることとなったとあるが、計画改定の背景、現状認識、今回の改定の考え方を、より明確に記述してはどうか。【神田委員】

《3月16日配布の資料1の該当ページ（以下同じ）P1～2》

（答）

- 今回の基本計画の変更は、統計業務に不適切事案を受けた「再発防止策」や「総合的対策」で提言された取組を、速やかに盛り込むことを目的として、現行計画の一部変更の形で行うものであり、事案の背景や事実関係については、既に、「再発防止策」や「総合的対策」において詳細に記載されているところです。
- このようなことから、「はしがき」の追記については、原案のとおり、経緯を簡潔に記載するにとどめているところですが、記載ぶりについては、御指摘を踏まえ、引き続き、検討してまいります。

2 今回の変更により、新たな取組を盛り込み、リスク管理を強化することには賛成である。しかし、リスク管理の強化により、公的統計の変革が後退するという誤解を与えることのないようにすべき。「はじめに」又は「第1」の部分において、今回の変更が、新しい時代にふさわしい公的統計の変革を行うための積極的な意味合いを持つ旨を追記できないか。【野呂委員】

《P1～8》

（答）

- 私どもとしても、今回盛り込む新たな取組について、公的統計の発展に抑制的に働くことを意図するものではなく、公的統計が時代にふさわしいものに、いわば進化するために必要なものという積極的な認識をしていますが、記載ぶりについては、御指摘を踏まえ、引き続き、検討してまいります。

総合的品質管理

3 「(4) ア」冒頭に記載されている報告者の負担軽減、統計の作成・提供の効率化は、依然として重要な課題だと思いが、PDCAサイクルと一緒の箇所に論じているため、効率化の位置づけがあいまいになっている。統計の作成・提供の効率化と品質管理はいずれも大きな柱なので、別々に整理する、あるいは、同じ節に書くのであれば、両者を関連づけて書く必要があるのではないか。【神田委員】

《P30～31》

(答)

- 今回の基本計画の変更は、第Ⅲ期基本計画の一部変更として行うものであることから、既存の記載が、そのまま残る部分もございます。
御指摘のあった第1の2(4)ア」の冒頭についても、既存の記載を活かしている部分ですが、品質管理について語る前提として、統計調査を取り巻く状況を総括的に記載しているため、結果として、様々な要素が含まれる形になっております。
- しかしながら、御指摘のあった統計の効率的な作成や報告者の負担軽減については、以下のとおり、別の部分で整理をしております。
 - ・行政記録情報等の活用については、第3の1(1)(P24～26)
 - ・オンライン調査の推進については、第3の1(2)(P26～27)
 - ・報告者の負担軽減については、第3の1(3)(P27～28)
- ただ、御指摘を踏まえて、記載ぶりについては、引き続き、検討してまいります。

4 「幹事による事後検証」、「統計監理官等による第三者監査」、「統計分析審査官による分析審査」等の役割分担、実施のタイミング、頻度等についてのイメージがつかみづらい。【中村委員】

《P31》

(答)

- 御指摘の「事後検証」は、統計委員会建議の「再発防止策」を踏まえ、調査の基本的枠組（調査対象の範囲、報告者の数、調査事項、調査方法など）を定める調査計画について、調査実施者である各府省自らが、統計幹事の下、定期的かつ継続的に調査の実施結果を振り返り、調査計画の妥当性をチェックすることを求めているものです。
実施のタイミングとしては、例えば周期調査であれば、調査終了後、次回の調査の企画立案よりも前に行うことが考えられます。月次調査であれば、数年に一度といったタイミングで行うことが考えられます。具体的なやり方については、各府省と協議してまいります。

○ 調査の基本的枠組（調査計画）が適切であっても、それを実行する際の様々なプロセスが適切に行われなければ、統計の品質は十分に確保できません。例えば、標本抽出が定められた手順通りに行われているか、調査従事者への指示や研修が行き届いているか、審査・集計段階におけるエラーチェックが過不足なく行われているか、各プロセスの記録が適切に採られているか、秘密保護措置は万全か、などといったことが考えられます。

○ こうした個々の調査実施プロセスの品質を確保する上で重要な取組の一つが、「統計分析審査官による分析審査」です。これは、「再発防止策」において、統計の品質を高めるため、調査担当とは異なる視点から分析的審査を行うとする旨の提言を踏まえて、既に対応が始まっているものです。実施のタイミングとしては、集計段階において公表までの間の審査業務の中に分析的審査が導入されるよう取組を進めています。

※ 「再発防止策」では、点検検証部会のヒアリングで、各府省の統計作成体制の縮小に伴い、分析的審査の体制が削減されている状況を踏まえ、速やかに分析的審査担当官を配置する旨が提言されております。

○ 総合的対策では、さらに一步を進め、品質の高い統計を作成するために個々の調査実施プロセスで行わなければならない要求事項を統計委員会において取りまとめ、「統計監理官等による第三者監査」を実施することが求められています。これにより、目に見えにくい調査実施プロセスの品質が一定の水準を満たしていることについて、調査実施者以外の外部の目から客観的に確かめられる（品質の保証がなされる）こととなります。実施のタイミングとしては、例えば、このような取組を行う上で適切な時期を選んで随時行うことが想定されますが、今後、要求事項や実施方針等を具体化する段階で検討されていくものと考えています。

5 今回の変更の大きな目的の一つは、PDCAサイクルを導入することで品質管理を行うことを正式に決定することだと思う。しかし、原案では、「このため」以下に書かれた数々の取組のうち、どれがPDCAサイクルに該当するのか分かりづらい。品質プロセスの管理をするという点では、PDCAサイクルの取組を明確に規定することが必要だと考える。

(注)「……調査計画等の見直しに反映する(PDCAサイクル)ほか、……」が全体の構成を分かりにくくしているように思える。

【神田委員】

《P31》

(答)

- PDCAサイクルにつきましては、お尋ねの箇所のうち、「各府省は、統計調査の調査実施後において、調査計画の履行状況等の観点から事後検証を行い、次回以降の調査計画等の見直しに反映する」が該当するものです。
- 記載ぶりについては、御指摘を踏まえ、引き続き、検討してまいります。

6 品質保証については、第Ⅱ期基本計画にも記載があり、平成22年から取り組まれているとのことであるが、これまでの取組が、今回の不適切事案を防止できなかった理由について明記した上で、PDCAサイクルを導入する必要があるのではないか。原案では、これまでの品質保証の取組について総括することなく、PDCAサイクルを導入しているように受け止められる懸念がある。【神田委員】

《P31》

(答)

- 従来、品質保証に係る取組として、第Ⅰ期・第Ⅱ期基本計画においては、品質表示の充実等に取り組んできたところですが、「再発防止策」においては、
 - ・ 基幹統計及び一般統計において、承認された調査計画どおり作成されていないものが多くみられた
 - ・ 調査計画が軽視されていた事実を看過すべきではないとの認識が示されたところです。
- これを踏まえ、「再発防止策」においては、幹部職員の統計作成プロセスへの関与が十分行われていないこと等を指摘し、PDCAサイクルによるガバナンスの確立が必要である旨が提言されています。基本計画改定案では、当該指摘等を前提に、「統計業務の不適切事案を契機とする統計委員会における検証では、統計作成プロセスに問題のある統計が確認された」と簡潔に記載しているところですが、記載ぶりについては、御指摘を踏まえ、引き続き、検討してまいります。

7 BPR手法による検証について、誤りが発生している統計などが例示されているが、これらの統計を、どのような方法で特定していくのか。【川崎委員】

《P74》

(答)

- 特定に当たっては、書面調査結果等を活用する予定であり新たな報告等を各府省に強いることは考えていません。
- その上で、対象統計は、各府省と相談しながら数件程度を選定することを想定していますが、具体的には検討中です。

8 統計委員会の「要求事項」の取りまとめの内容が不明確。統計委員会の本来の役目は統計精度の向上を目指すことにあり、それについては、建議や諮問審議での課題提示等の仕組みがある。したがって、この「要求事項」は、業務プロセスに関することだと考えるが、どのように取りまとめるのか。もし個別統計毎の業務プロセスについて要求事項を作成するとすれば膨大な量になるのではないか。具体的なイメージを提示してほしい。【宮川委員】

《P74》

(答)

- 統計監理官等による第三者監査は、調査計画に基づく調査実施プロセス（業務プロセス）（※）について、一定の水準（「要求事項」）を満たしていることを調査実施者以外の外部の目から客観的に確かめる（品質の保証がなされる）ために行うものであり、個別調査の調査計画に係る諮問審議や、統計技術上の指針を建議等で新たに定めるといった活動とは異なるものです。
 - ※ 例えば、標本抽出が定められた手順通りに行われているか、調査従事者への指示や研修が行き届いているか、審査・集計段階におけるエラーチェックが過不足なく行われているか、各プロセスの記録が適切に採られているか、秘密保護措置は万全か、などといったことが考えられます。
- ここでいう「要求事項」については、国際的な品質マネジメント規格である ISO20252等を踏まえつつ、調査の企画から公表に至る一連の統計作成プロセスにおいて、標準的に行うべき事項が「現場での確に管理・履行されているか」に主眼をおいて示すことを想定しています。具体的イメージについては、整理の上、改めてご説明いたします。

9 調査計画を一元的に閲覧できるようにHPに掲載することについて、統計利用者にとって利用上の便宜に資するとの視点を忘れずに取り入れてほしい。調査計画の一覧を掲載するサイトは、統計データの所在案内としても優れた役割を担い得るので、その観点からサイトを設計し、e-Stat 中の機能に位置付けてほしい。【川崎委員】

《P32》

(答)

- 御指摘のとおり、統計調査の所在案内として統計利用者の利用上の便宜に資する観点も重要と考えており、予算上・技術上の制約も踏まえ、どのような対応が可能か、関係機関等と具体的な検討を進めてまいります。

10 「政府関係法人等が作成する統計を利用しやすくするため、これら統計の品質等を評価するためのガイドラインを策定」とあるが、ここで対象とする統計としてどのようなものを視野に入れるか。

この種の統計には様々な種類のものがあり得る中、やみくもに「ガイドライン」を作成しようとしても、作成しにくかったり、非現実的なものとなったりするおそれがあり、何を対象としようとしているのか、議論をきちんとしておくことが必要。

【川崎委員】

《P76》

(答)

- 御指摘のとおり、現在のところ、具体的にどのような統計を視野に入れてガイドラインの策定を検討するかについては、明確とはなっていません。このため、統計委員会における議論も踏まえつつ、関係府省と具体化を図って参りたいと考えています。

11 統計法施行状況報告の見直しの具体的な内容が不明。統計委員会の主たる任務は、統計技術的な観点から政府統計の精度を向上させることにある。今回の基本計画の改訂の主眼は統計作成プロセスの改善にあるが、これは本来ならば通常業務としてなされてしかるべきことを繰り返している部分もある。これと統計精度の向上の仕事が混同されることは適切ではなく、統計委員会の本来の役割を損なうことなく見直しが行われることが必要である。【宮川委員】

《P32》

(答)

- 統計法施行状況報告は、従前から、
- ・基本計画の進捗状況
 - ・統計法各条項の実施状況

などについて、前年度1年間の状況（活動実態）をまとめるものとして行っており、この骨格に変更はありません。

- 現在想定している「見直し」とは、具体的には、今回の基本計画変更による新たな報告事項の追加を中心しつつ、各府省の報告負担を考慮した効率的な報告の実施（可能な範囲でのプレプリントの導入や、報告時期の柔軟化など）といった内容を想定しています。
- したがって、これまでの報告の基本的な姿に変更なく、委員御懸念の統計委員会の本来の役割を損なうものでも、統計委員会における活動に制約を加えるものでもありません。

12 統計コストの3年間で2割削減の部分は、統計作成・提供の効率化に係る内容であり、PDCAサイクル等の取組とは性格が異なる。記載の整理が必要である。

【神田委員】

《P32》

(答)

- 記載ぶりについては、御意見の3でいただいた整理と併せて、引き続き検討してまいります。

統計の重要度に応じた管理

13 統計の重要度に応じた管理について、他の部分と比較して曖昧な記述になっている。具体的に誰が重要な統計とそれ以外を区分し、リソースの集中、業務軽減を検討することになるのか、どういう段取りで進めるのか、できるかぎり明記してはどうか。【神田委員】

《P32～33》

(答)

- 一般統計調査の重要度区分は、統計作成プロセスの管理コストに影響しますので、まずは内閣官房において、各府省と素案の検討を行い、統計委員会にご報告させていただき段取りを考えており、基本計画本文には記載しておりませんが、基本計画別表には、内閣官房が検討し、総務省が区分を決定するとしています。
- なお、統計の管理に関するリソースの集中の在り方、業務軽減の在り方については、総務省が中心となって引き続き検討しているところです。

14 「必要性の低下した統計の廃止」の意味としては、現在の利用が少ないという意味だけでなく、他（府省）の統計で代替できるために必要性が低いという意味も含まれているという理解でよいか。また、基幹統計、一般統計全般について、類似した統計や重複した統計については、府省を超えた統合も必要ではないか。【野呂委員】

《P33》

(答)

- 御指摘のような、他（府省）の統計で代替できるために必要性が低いと判断されるものも想定されますし、「必要性の低下した統計の廃止」には、府省を超えた統合も含まれていると想定しています。

15 今ある統計の統合や廃止を検討した上で、残った統計について、管理の濃淡を検討すべきではないか。【野呂委員】

《P33》

(答)

- 時代の変化に合わせた統計体系の在り方については、これまでも数次にわたって検討がなされてきたところであり、過去には数を減らすという目標の中で形式的な統合がなされたこともあります。
今回は敢えて、利活用の視点による重要度の分析を管理の濃淡と併せて整理した上で、統合や廃止を検討することとしています。

16 「統計監理官」となる者の例示として、「若手研究者」が挙げられているが、統計作成プロセスを監査するのに相応しい存在といえるのか。【中村委員】

《P81》

(答)

- 総合的対策において、中央統計機構（総務省）に専門家（品質管理の専門家・実務家、若手研究者等）をプールして統計監理官として各府省に派遣することとされています。統計監理官には、統計作成プロセスに関する監査の実施のほかに、それぞれの専門性をいかした助言等を行っていただくことも想定しております。
- 統計作成プロセスの監査については、別途定められる品質管理の「要求事項」に基づいて行われることとされており、監査を担う統計監理官については、品質管理に関する必要な知識や経験等を有することが求められます。
- このため、監査の担い手としては、品質管理に関する十分な知見等を有する者を選定してまいりたいと考えております。若手研究者の場合も、そのような観点からふさわしい者であるかどうかをよく検討していくこととなりますが、将来的な担い手の裾野を広げていくということも視野に入れつつ、それぞれの専門性をいかした助言等を通じた支援などの面で貢献いただくことも考えられるところです。なお、統計監理官については、統計研究研修所による支援も受けながら活動を行うことができるようにすることを考えております。
- いずれにしても、今後、統計監理官の候補については広く検討してまいりますが、必要な専門性等を有するかななどを十分に考慮して、適切な者を選任することといたしたいと考えています。

専門人材の育成

17 「統計データアナリスト」「統計データアナリスト補」の記載があるが、これらの資格は既存の資格か、あるいは、新設の資格か。

新設の資格であるとしたら、どういう人が資格取得の対象となるのか（資料1では、公的統計作成部局（すなわち官）だけの資格のようにも読める）。また、その資格を持っていると、どのような業務を行うことが認められるようになるのか。【野呂委員】

《P42、85》

(答)

- 御指摘の資格はこのたび新設するものです。資格取得の対象は、国家公務員を基本としますが、地方公務員の方にも取得いただけます。また、EBPMの重要性が広く認識されてきたことを踏まえ、必ずしも公的統計作成部局に配属されている職員に限らず、取得いただけるようになっています。

業務資格保有者は当面5年間で集中的に確保・育成を行います。今後、統計調査の設計は統計データアナリストの管理下において、統計調査の実施は統計データアナリスト補以上の管理下において行うこととしています。

なお、資格保有者については、資格取得後も、政策部局と統計部局の双方の勤務経験を積ませて、複数の専門分野を持たせることにより、相乗効果により高いレベルで成果を上げられる人材として育成することとしています。

18 資格を新設するのであれば、統計一般の専門知識のパーツと、行政内部の業務知識のパーツに分けて、統計一般の専門知識のパーツについては、学会や産業界、学生等にも開放し、国民全体の統計リテラシーを向上させる資格とすべきではないか。その場合、「この資格を持つと、こういう業務ができる」といった、業務独占資格あるいは設置義務資格にできないか（単なる名称独占資格では限界がある）。

【野呂委員】

《P42》

(答)

- 御指摘のように新設される資格を民間に開放することは、念頭に置いておりません。ただし、社会全体の統計リテラシーについては、「AI人材戦略2019」（令和元年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、文部科学省が、全国の大学等への数理・データサイエンス・AI教育の普及・展開などの取組を進めていくこととされています。総務省も、この取組に協力を行うこととしております。（資料1のp.79をご参照ください。）

また、統計スキルの共通基盤という観点では、民間資格（統計検定等）との対応関係を整理します（それによって研修の受講免除要件などを検討する予定です）。御指摘

のとおり、官民の人事交流も想定されるところから、学界や産業界、学生等からも資格保有者の専門性のレベルをご理解いただけるような工夫を検討いたします。

19 「統計作成のみならず政策立案の支援も行うことができる」資格の基準や授与、対象者については、実効性を担保する上で、どの組織がどのような視点で議論を進めるのか、明記する必要があるのではないか。資格の内容とともに、公務員としてのキャリアの位置づけ、職場環境なども議論する必要があると思う。【神田委員】

《P42》

(答)

- 御指摘の点については、人事政策にまつることになりますので、各府省の現状の実情等を踏まえる必要があることから、各府省と十分に時間をかけて検討を行うこととしています。

20 人材育成に関する研修等が列举されているが、「初任の幹部・管理職向けの研修」と「幹部候補育成課程」は別の課程と思料するが、後者は既存のものか。また、これと「統計職員の育成との連携」の意味が明確でないと思われる。【中村委員】

《P85～86》

(答)

- 幹部候補育成課程は人事当局側（内閣人事局・各府省人事担当課）による既存の課程であり、統計部門に限らず、府省全体で、幹部候補となる管理職を育成するための課程です（したがって、主に課長補佐級以下が対象。受講者のうち、将来の統計作成部局の幹部職員・管理職員や、相当数のユーザー一部局の幹部職員・管理職員も含まれるものと想定。）。この課程の研修の中に統計リテラシーの研修を含めるなどの可能性も考えられますが、現時点では、同課程を所管する内閣人事局と未調整の段階であり、今後、調整を行っていくこととなります。

一方で、初任の幹部・管理職向けの研修は、統計部門側が行う研修であり、統計部門を初めて経験する課室長級以上を対象とした研修となります。

職場風土の確立

21 「総合的対策においては、・・・不可欠である。」は、「総合的対策においては、・・・不可欠であるとしている。」などの書き方が適切ではないか。【中村委員】

《P43》

(答)

- 御指摘のとおり、記載ぶりを整理いたします。

22 「統計職員バリュー」については、職員の倫理的な面や個人情報保護などに関する意識も含まれるのではないか。作成に当たっては、そういったガバナンスに関わる側面も含めていただきたい。【清原委員】

《P43》

(答)

- 「統計職員バリュー」については、「統計行政の新生に向けて」（令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会）において、「全ての統計職員の内面を支え、日々の業務の遂行に当たって自信を持って積極的に業務に取り組むことができるようにするとともに、統計職員の働きや専門性が正当に評価され、誇りを持って職務に当たることのできる環境を整えるため」に策定するとされています。

今回、委員からいただいた御指摘のような観点も含め、統計職員バリューの具体化を進めてまいります。

基本計画の実施・運営

23 基本計画実施の責任者や基本計画のフォローアップの責任者が誰であるのか、原案では明らかにされておらず、漠然としている。「府省一体となった推進体制」やワーキンググループとは、どのようなものなのか。また、総務省の位置づけも明らかではない。本節で、計画を実施するためのガバナンスの体制を具体的に示す必要があると考える。【神田委員】

《P44》

(答)

- 基本計画全体の推進という観点では、総務省が責任をもって推進しているところです。また、基本計画で定めた個別の取組の実施については、「別表 今後5年間に講ずる具体的な施策」の中で、取組ごとに担当府省を明確に設定し、その府省の責任の下で実施しています。
- また、「府省一体となった推進体制」、「ワーキンググループ」についてですが、基本計画で定めた取組の中には、複数の府省が担当府省になるケースもあり、そのような場合には、一体となって進めるための体制づくりが必要となると認識しています。
- このようなことも踏まえ、基本計画を推進するために、総括統計幹事である総務省政策統括官（統計基準担当）と各府省の統計幹事をメンバーとした「統計行政推進会議」を設置しているほか、実務的な検討を行う場合には、その下に、各府省の課長補佐クラスを中心としたワーキンググループなどを設置するといった体制で対応しています。例えば、PDCAサイクルの確立を進めるため「PDCAサイクルに関する検討ワーキンググループ」を設置済みです。
- 記載ぶりについては、引き続き、検討してまいります。

24 総合的品質管理に関して、PDCAサイクル、第三者評価、標準的業務マニュアルなどを導入することとされているが、取組の重複や漏れなどを除き、全体のバランスを見る「調整役」を具体的に指定する必要がある。【野呂委員】

(答)

- 御指摘のとおり、総合的品質管理に関して、PDCAサイクル、第三者評価、標準的業務マニュアルなどを導入は、相互に密接に関連するものであり、取組の重複や漏れの精査、全体のバランス確保も必要です。
これら取組の全体のとりまとめ役の位置づけは、総務省政策統括官（統計基準担当）が担うものと考えています。

25 今回示された取組は、多岐にわたり、複雑なものも多い。リソースが限られている中、優先順位やメリハリを付けて進めることが必要である。【川崎委員、津谷委員】

(答)

- 今回追加する取組については、全てを令和2年度から一斉に取り組むものではなく、相互に関連するものについては、段階的に進めることとしています。
- また、限られた統計リソースの有効活用の観点から、統計の重要度に応じた管理については、メリハリのある対応を行う旨を基本計画に盛り込んでいます。

【参考：基本計画別表 P76 記載ぶり】

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計の品質確保

(4) 品質確保に向けた取組の強化

イ 統計の重要度に応じた管理

<p>○ <u>基幹統計について、社会経済情勢の変化に対応した不断の見直しを行い、重要な一般統計調査についても、これに準じて対応する。その際、統計分析審査官が中心となって実施する分析的審査等の統計の管理の仕組みについて、統計の区分に応じたメリハリのある対応を行う。それ以外の一般統計調査については、効率化を徹底するとともに、統計作成の継続を含めた必要性について検証を行う。</u></p>	<p>関係府省、 総務省</p>	<p>令和2年度 (2020年度)から実施する。</p>
--	----------------------	----------------------------------

26 各府省の幹事やアナリストになる者が前向きな意思を持って取り組んでいけるよう、取り組んだことに対して評価を与えられる仕組みが必要ではないか。

【津谷委員】

(答)

- 御指摘のとおり、育成された職員が誇りを持って職務に当たり、ゼネラリストになり強みを持った優秀な職員として評価され、登用されていくこととなるよう、適切な処遇・配置やキャリアパスの工夫、継続的な人材確保について検討を行うこととしています。

複数項目にまたがる意見

27 「統計行政運営ビジョン」「統計職員バリュー」「PDCAサイクル」などについては、全く新しいものではない。既存の取組をグレードアップしていくことを考えてほしい。【川崎委員】

(答)

- 公的統計の作成に関する行政機関等における責務については、統計法第3条の2において規定されているほか、統計組織の行動指針としては、総務省統計局において「統計局の使命と行動指針 ― 政府統計の中核的機関として ―」（平成25年6月、総務省統計局）が、既に策定されているところです。
- 今回の基本計画で盛り込む新たな事項に取り組むに当たっては、このような既存の取組等も踏まえつつ、進めて参りたいと考えています。

28 第3 公的統計の整備に必要な事項

1. 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用

2. 統計の品質確保

(3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援

4. 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等

(1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等

上記の3つの箇所については、品質管理で要求されている水準を超えた品質の改善を目指す上で重要な事項と思う。しかし、原案では、それぞれの箇所で異なる書き方となっており、仕組みとして体系化されていない印象を受ける。重要事項として連結していることが分かる書き方とし、これらの検討を通じて「統計専門家が活躍できる分野を開拓していくという位置づけを与えることはできないか。

特に、仕組みとして体系化されていない印象を受けたのは、1(1)の各府省の取組と、2(3)の各府省、統計研究研修所、統計委員会、総務省の4つ組織の取組、そして、4の統計部局による広範な支援を行う統計センターの役割分担が分かりにくいことが原因と思われる。【神田委員】

(答)

- 今回の基本計画の変更は、第Ⅲ期基本計画の一部変更として行うものであることから、既存の構成と記載が、そのまま残る部分もございりますが、分かりにくいとの御指摘への対応については、引き続き、検討してまいります。

- また、「統計専門家が活躍できる分野を開拓していく」という御指摘については、今回の計画変更により盛り込むことになる「統計データアナリスト」「統計データアナリスト補」の認定・確保・育成（P42、85）の取組などにより実現が図られるものと考えております。